

ー 最近話題となっている「働き方改革」とは？ー

「働き方改革法案」に関する法改正のポイントと働き方による社会保険の適用と配偶者控除知識講習会』開催のご案内

主催：一般社団法人日本雇用環境整備機構

■ 働き方改革が必要になった背景は労働人口の減少です

少子高齢化が急速に進み労働人口が減少する中で現在の私たちの労働環境には、長時間労働、収入格差、子育てや介護等と仕事の両立、副業・兼業など働き方の多様化とそれに伴う問題課題があります。また労働生産性の向上を阻む多くの問題も存在します。そのような中「働き方改革」を進める事になった背景には、人々のワークライフバランスの実現と生産性の向上の両方を目指し、企業文化や風土を変えて行くことにより、働きたい人が全員働ける社会づくりが必要になったことが挙げられます。

■ 働き方改革にかかわる法律の改正と働き方による社会保険の適用と配偶者控除の基礎知識

働き方改革を推進するために労働基準法、労働安全法、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の関連部分が改正される予定です。働き方改革の内容を理解し、「働き方改革」に今後どのように取り組むかは企業にとって非常に重要なテーマです。また、最近短い時間で働きたいという主婦の方も増えていますが、昨年の税法の改正により、今まで103万円の壁といわれていた配偶者控除に、150万円の壁 201万円の壁が増えました。また、その配偶者が週20時間以上の契約で働いた場合、勤め先の規模によっては、健康保険・厚生年金の被保険者となります。社会保険においても106万円の壁130万円の壁ができ、社会保険と配偶者控除の関係は非常に複雑になりました。雇用主（特に役員・管理職・総務や人事担当者）が知っておくべき内容を幅広く解説することで社内の知識者養成に主眼を置き講義します。

■ 雇用行政担当官、企業・団体の管理職及び人事・総務担当者、社会保険労務士、人材派遣や人材紹介等の業務に携わる関係者の方々は是非受講してください。

労働・雇用に携わる行政担当官、労働者雇用に携わる企業人事採用担当者並びに企業における管理職の役職に就かれております方等には、是非この機会に本講習会を受講され、今後の業務にご活用ください。また、総務・人事部課局への就職希望者や社会保険労務士、人材派遣会社等での勤務者や雇用環境整備士資格者は雇用に関する専門知識者として勤務先において習得した知識をご活用下さい。

■ 受講修了証交付

講習受講者には、本講習会を受講したことを証する受講修了証を交付いたします。

雇用環境整備士資格者の方は単位取得制度認定講座3単位が付与されます。

同日同会場にて雇用環境整備士資格講習会も開催されますので、併せて受講いただくことも可能です。

*整備士以外の方でもどなたでも受講できます。

1. 開催地・期日・会場・定員（*申込者には受講票と会場地図をお送りします）

開催地	期 日	会 場	定 員
名古屋会場	平成30年8月24日（金）	名古屋安保ホール会議室	50人
東京会場	平成30年8月28日（火）	中野サンプラザ会議室	50人

2. 講師

馬場社会保険労務士事務所長・本機構理事 馬場実智代

3. プログラム（予定）（都合により一部変更となる場合があります。）

1. 開会挨拶（10：00～10：05）
2. 働き方改革法が必要とされるに至った背景と概要（10：05～10：30）
3. 働き方改革を推進するための関係法の整備に関する法律案の概要（10：30～11：20）
4. 短時間労働者の社会保険の適用と配偶者控除及び働き方改革好事例（11：20～12：10）
5. 受講修了証交付（12：10～12：15）

4. 受講料（税込） ※受講料は当日会場で申し受けます。

一般 5,000 円、本機構の情報交流制度加盟員 4,000 円、
既雇用環境整備士（第 I 種）資格者 4,000 円、当日雇用環境整備士資格講習会を受講する方 4,000 円

5. テキスト（当日全員へ無料配布します）

本講習テキストは「働き方改革の実現に向けて」（厚生労働省）、「短時間労働者に対する厚生年金保険等の適用が拡大されます」（厚生労働省）、「源泉所得税のあらまし・配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに関する FAQ」（国税庁）等を参考に本講習講師が作成した資料を使用します。

6. 申込み方法

インターネットで下記へアクセスし、申込手順に従ってお申し込みください。または下記申込書（1名につき1枚。コピー可）に記入し、下記申込先宛郵送又はFAXしてください。

<http://www.jee.or.jp/workshop/workshop.html>

7. 申込締切期日

開催の1週間前までにお申し込みください。（※郵送によるお申し込みの場合は必着）
ただし、締切日前でも定員に達し次第締め切ることがありますのでお早めにお申し込み下さい。

8. 申込先・問合せ先

一般社団法人日本雇用環境整備機構 「働き方改革講習会係」（TEL. 03-3379-5597）
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 5-8-1 第一ともえビル 8F（オフィスタ内）

<働き方改革法案のポイントと社保・配偶者控除知識講習会>

受講申込書（郵送・FAX申込用/コピー可）

※インターネットによる申込の場合は必要ありません

フリガナ	希望会場	区分（下記何れかに○を付けてください）
受講者氏名	・名古屋 8/24 ・東京 8/28	・一般（5,000円） ・本機構の情報交流制度加盟員（4,000円） ・既雇用環境整備士（第 I 種）（4,000円） ・当日整備士講習会を併せて受講する者（4,000円）
連絡先 〒□□□-□□□□	勤務先 ・ 自宅 （何れかに○をつけてください。FAXは必ず記入してください。）	TEL. () (内線) FAX. ()
都・道 府・県	勤務先名・部課名：	雇用環境整備士資格 有 ・ 無

※働き方改革法案は平成 30 年 6 月 1 日時点で国会にて可決していません。よって、本講習の開催日までに可決していない場合は、審議途中の法律案の概要説明の解説とさせていただきます。

※この申込書に記載された個人情報は、講習実施に関する必要な書類等の作成、送付及び本講習の内容に関する情報の送付に使用します。それ以外の目的には使用いたしません。

FAX 送付先：03-3379-5596